

兵高教組 人勸速報No. 4

2017年10月13日 調査情報15号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

2017年4月に遡って

給料表・地域手当・一時金の引き上げを勧告 公民較差は、国を上回る月額2,988円(0.73%)

高教組は、9月から4回に渡って人事委員会と交渉を重ね、10月4日の第3回交渉では、全県から寄せられた97筆の団体要求署名も提出し、職場の声を人事委員会に届けてきました。

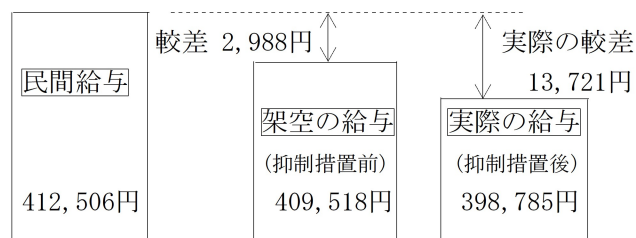
10月12日に県人事委員会は、知事と議長に勧告・報告を行いました。その内容は、私たちの要求を一定反映したものとなっています。

この勧告を受けて高教組は、県教委と交渉を行っていきます。

2017年人事委員会勧告の概要

◇調査結果について◇

○公民較差	民間	412,506円
	公務	409,518円 (給与抑制措置前)
	較差	2,988円 (0.73%)



※ 私たちが実際に受け取っている給与と民間との比較では、13,721円(3.44%)の較差があるが、人事委員会は給与抑制措置(県「行革」カット)がないものとして、カット前の給料(架空の給与)

○一時金	民間	4.40月	と比較した差を公民較差として報告した。
	公務	4.30月	
	較差	0.10月	

◇給与抑制措置について◇

県「行革」カットについて、人事委員会は報告の「おわりに」の部分で、次のように記載しました。

本県では、……(中略)……行革プランに基づき、10年にわたり独自の給与抑制措置が行われてきた。

当該措置について……(中略)……平成30年度末までの解消に向けて取り組むこととし、その具体的内容は毎年度定めるとされ、一定の方向は示されているものの、……(中略)……抑制措置の解消方針がすべて確定したものとは言い難い。

昨年度の勧告・報告で言及したとおり、当該措置は本委員会の勧告に基づく給与改定とは別の観点から実施されており、あくまで期間を限定した緊急的・臨時的なものであることが求められる。このため、給与条例の附則に規定する諸手当の抑制措置も含め、速やかにその解消を行うようあらためて要請する。

※ 給与条例の附則に規定する諸手当というのは、管理職手当、期末勤勉手当の役職加算、これらを含むすべての給与抑制措置、この解消を求めるというもの。

(10/6 委員長会見より)

◇給与改定について◇

月例給は、給与抑制措置前の較差(0.73%)を基本とし、これを解消するための改定を行うことが適当である。給料表は国の改定内容に準じて平均0.2%引き上げ。初任給は1,000円、若年層も同程度の改定。その他は400円の引き上げを基本に改定。

給料表の引き上げは平均0.2%だが、現給保障の影響があるので、実質は0.1%程度。地域手当については、残りの公民較差(0.63%)の範囲内で、適切な措置を講じる必要がある。

一時金は現行の4.30月から4.40月に引き上げる。勤勉手当に充てる。これらの改定は、本年4月に遡って実施。

県「行革」カットの即時撤廃を(高教組見解)

- 県「行革」カット廃止について、昨年度以上に踏み込んだ記述をさせることができたのは大きな前進。地域手当の1.5%カットも県「行革」によるものであると確認できた。今後は、県「行革」カット廃止に向けて全力で取り組んでいく。
- 本県では「給与制度の総合的見直し」による地域手当引き上げが完全ではないことを確認できた。今後、地域手当を大幅に引き上げさせなければならない。
- 地域手当の引き上げは、支給されている全教職員が対象。勧告通りに引き上げが実施されれば、実質的な賃上げにつながる。